

(登録を継続する事業者用)**銀座ショットガン登録要領**

- ◇ 「銀座ショットガン登録現況」に記載された登録内容（車両番号）を確認後、
①または②により手続きをお願いします。

※ 今年度から ETC 車載器管理番号は必要ありません。

① 登録内容を変更しない

- 1 記載内容に**変更・修正等がない**場合、**再登録の申請は必要ありません**。
※ 但し、令和 5 年度法人タクシー事業者の評価結果で、総合評価が B または C に決定した事業者の車両を再登録する場合、**新規登録する事業者用**の登録要領により登録が必要です。
- 2 「銀座ショットガン登録現況」に記載された現在の登録内容を確認後、「確認済みメール」を株式会社さいたまシステムあての下記アドレスへ送信して下さい。
- 3 「確認済みメール」受信後、再登録を行います。

② 登録内容を変更・修正する

- 1 登録内容を**変更・修正・削除する**場合は、「銀座ショットガン登録申込書」により、期限までに**再登録の申請が必要**です。
- 2 「車両番号」に変更・修正がある場合は、申込書の左側「登録データ」欄に現在の登録データを、右側「登録データの変更」欄に変更後の登録データを記入して下さい。
- 3 登録を削除する場合は、申込書の左側「登録データ」欄に現在の登録データを、右側「登録データの変更」欄に「登録抹消」と記入して下さい。
- 4 記入が終わりましたら、電子データ（Excel ファイル）をメールにて、銀座ショットガン登録事務を代行する、株式会社さいたまシステムあての下記アドレスへ送信して下さい。電子データ受信後、順次登録を行います。

株式会社さいたまシステム 担当：嶋村、大貫

mail : ginza@taxi-inf.jp

TEL 048-780-2592

- ◇ 登録が完了次第、株式会社さいたまシステムより「登録完了」の確認メールが返信されます。

※「登録完了」の確認メールが返信されるまで乗り場には入構できません。

- ◇ 「登録申込書」の電子データ（Excel ファイル）は、東京タクシーセンターのホームページからダウンロードできます。

「登録申込書」の記入方法は、「記入例」をご参照下さい。

(新規登録する事業者用)

銀座ショットガン登録要領

- ◇ 優良タクシー乗り場への入構条件を満たした車両が、銀座1号乗り場に入構する場合は、車両番号の登録が必要となります。

令和5年度法人タクシー事業者の評価結果で、総合評価がB評価またはC評価に決定した事業者の車両については、現在の登録内容を令和6年7月1日(月)の運営終了後、全て削除しますので、再登録する場合は、新規登録として車両番号の登録をお願いいたします。

- 1 「銀座ショットガン登録記入用紙」に、車両番号を記入して下さい。
※ 初回登録後、車両の代替え等により「車両番号(ナンバープレート)」に変更があった場合、申込書の左側「登録データ」欄に現在の登録データを、右側「登録データの変更」欄に変更後の登録データを記入して下さい。
※ **今年度からETC車載器管理番号は必要ありません。**
- 2 記入が終わりましたら、電子データ(Excelファイル)をメールにて、銀座ショットガン登録事務を代行する、株式会社さいたまシステムあての下記アドレスへ送信して下さい。電子データ受信後、順次登録を行います。

株式会社さいたまシステム 担当：嶋村、大貫
mail : ginza@taxi-inf.jp
TEL 048-780-2592

- ◇ 登録が完了次第、株式会社さいたまシステムより「登録完了」の確認メールが返信されます。
※ 「登録完了」の確認メールが返信されるまで乗り場には入構できません。
- ◇ 「銀座ショットガン登録申込書」の電子データ(Excelファイル)は、東京タクシーセンターのホームページからダウンロードできます。
「銀座ショットガン登録申込書」の記入方法は、「記入例」をご参照下さい。